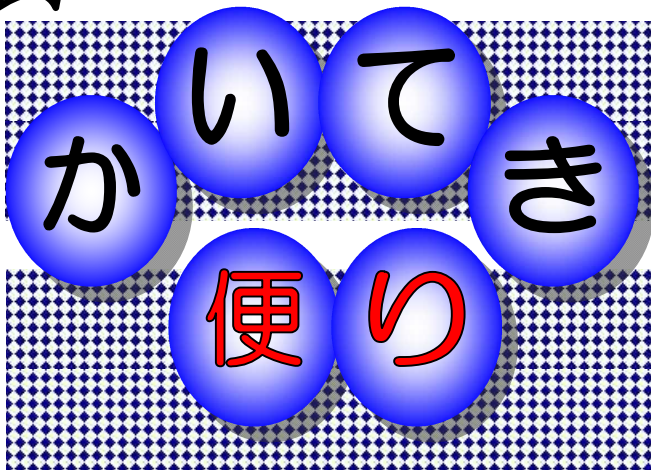


**INDEX**

- 報酬算定・運営基準  
「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針」の改正  
「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について」  
「ストーマ装具の交換について」
- お知らせ  
「平成23年度指定更新事業者研修会を実施します」  
「平成23年度第1回サービス提供責任者現任研修の実施について」  
「平成23年度現任介護職員資格取得支援事業について」  
「被災者を雇い入れた事業者の方に最大90万円の助成金が支給されます」
- 注意  
「高額医療合算介護(介護予防)サービス費の申請について」



平成23年8月1日発行 第85号

**報酬算定・運営基準**

○「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針」の改正

地域密着型サービスのうち(介護予防)小規模多機能型居宅介護支援事業者及び(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者においては、自己評価及び外部評価が義務づけられているところですが、平成23年6月24日付で標記実施方針が改正されました。改正後の実施方針や平成23年度の公表用報告書については、以下のホームページをご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>地域密着型サービス>自己評価及び第三者評価(外部評価)

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/chiki/sansha/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/chiki/sansha/index.html))

【お問い合わせ先】

(実施方針に関すること) 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

(外部評価(第三者評価)に関すること) 指導監査部指導調整課評価推進担当 TEL03-5320-4035

**報酬算定・運営基準**

○居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について

特定事業所集中減算チェックシート23前期分(平成23年3月1日から平成23年8月31日)の受付期間は、9月1日から9月15日です。居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最も高い法人の名称等について記載するものです。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人が計画数に占める割合として90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001 (住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等>特定事業所集中減算

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/hoshu/genzan/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/hoshu/genzan/index.html))

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

**報酬算定・運営基準**

○ストーマ装具の交換について

平成23年7月14日付で厚生労働省からストーマ装具の交換について、事務連絡がありました。

肌への接着面に皮膚保護機能を有するストーマ装具交換に当たっての留意事項について、注意喚起がなされています。詳細は以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>介護保険についてのお知らせ>介護保険最新情報(厚生労働省からの通知)>介護保険最新情報(厚生労働省通知)Vol.220

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/info/saishin/saishin/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin/index.html))

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

お知らせ

## ○ 平成23年度指定更新事業者研修会を実施します

平成23年10月1日から平成24年3月1日までに指定更新を行う事業者・施設の管理者等を対象に以下のとおり研修会を開催いたします。対象事業者に対しては、研修受託者の(財)東京都福祉保健財団から**入場証が送付**されますので、必ずご持参ください。

- ◆ 日 時 平成23年8月11日(木) 13時00分～16時00分
- ◆ 場 所 東京都庁第一本庁舎 5階大会議場
- ◆ 目 的 1 介護サービスの質の向上  
2 介護事業者の法令遵守の徹底等

【お問い合わせ先】(財)東京都福祉保健財団事業者指定室 TEL03-5206-8752

お知らせ

## ○ 平成23年度 第1回サービス提供責任者現任研修の実施について

(財)東京都福祉保健財団では、昨年度に引き続き、都内の訪問介護事業所に勤務するサービス提供責任者の方々に  
対し、訪問介護員の業務の管理や指導・支援を行う際に求められる能力の向上を図るために標記研修を実施します。

募集予定人数は450人で、平成23年9月22日以降3つの日程をご用意しています。1コース3日間となります。

研修の対象者、カリキュラム、日程、会場、申込方法等の詳細について記載した通知を、7月下旬頃に都内の訪問介護事業所を運営する法人宛に送付しております。**※申込書提出期限は、8月19日(金曜日)<必着>となっております。**

【お問い合わせ先】(財)東京都福祉保健財団人材養成部人材養成室 TEL 03-5206-8738

ホームページ(<http://www.fukushizaidan.jp/>)

お知らせ

## ○ 平成23年度 現任介護職員資格取得支援事業について

(財)東京都福祉保健財団では、介護サービス事業所が所属する職員の「介護福祉士国家資格取得」を支援する場合、その経費の一部を補助しています。

<補助項目>

- ①介護福祉士国家試験受験料
- ②介護福祉士国家試験の受験対策経費(受験対策講座の受講料、教材費、講師報酬等)  
介護職員1名につき10万円まで、1法人10名まで、補助率1/2

**※今年度の助成金交付申請期限は、8月末を予定していますのでお早めにお申し込みください。**

【お問い合わせ先及び申請様式のダウンロード】

(財)東京都福祉保健財団人材養成部人材養成室 TEL 03-5206-8738

ホームページ(<http://www.fukushizaidan.jp/>)

お知らせ

## ○ 被災者を雇い入れた事業者の方に最大90万円の助成金が支給されます

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、東京都福祉人材センターやハローワークの紹介により、継続して1年以上雇用する事業主に対して、助成金が支給されます。被災者向けの求人情報を提供する専用サイトもございますので、御活用ください。被災者の方が専用サイトなどで求人情報を得て、**直接応募した場合、助成金支給の対象となりません**ので、被災者の方に東京都福祉人材センターに連絡するようお願いください。詳細は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉人材センターホームページ】<http://www.tcsvw.tvac.or.jp/activity/jinzai.html#a05>

【お問い合わせ先】東京都福祉人材センター TEL 03-5211-2860

注意

## ○ 高額医療合算介護(介護予防)サービス費の申請について

平成22年8月1日から平成23年7月31日までの利用者負担分に対する高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給の申請が平成23年8月1日より始まります。今後、該当者については、原則保険者を通じて勧奨通知等によりお知らせすることになりますが、勧奨通知がない場合においても、支給の対象となる場合がありますので、介護サービス事業者等におかれましては、申請漏れがないよう利用者等に対する制度の周知等について、ご配慮願います。

【お問い合わせ先】区市町村介護保険主管課